

第 6351 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 12月 27日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 事前確定給与を未払いにした場合

Q : 事前確定給与を資金繰りの都合で、一部未払いにしようと思います。この場合、どのように取り扱われますか？

A : 次のように取り扱われます。

【解説】

事前確定届出給与は、「その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与」ですから、その届出の時点において未払いとなることが見込まれるような場合には、そもそも「事前」に確定額を支給する「定め」が存していたのかどうかということが問題になります。

といいますのも、会社と委任契約で結ばれた役員に対する事前確定届出給与が、その職務執行の対価であることからすると、未払いとなることを前提にその対価の支給を決定しておくことはあり得ないと考えられますことから、事前確定届出給与の「確定額」には未払いが見込まれる金額が含まれることはなく、未払いが見込まれる金額が含まれている場合のその金額は「確定額」とは言えないのではと思われるからです。

いずれにしても、事前確定届出給与について、その支給額の一部につき未払計上がされた場合には、給与としての実態が伴っているかどうかその実質により判断されるとともに、所轄税務署長へ届け出た金額が確定額であったのかどうか、更には、そもそも「その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する定め」が存していたのかどうかなどについて、個々に判断されることとなります。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

